松山市　軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，軽度・中等度難聴児の成長期における言語能力の健全な発達やコミュニケーション力の向上を図るため，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第７６条に基づく補装具費支給制度の補完的措置として，軽度・中等度難聴児のために補聴器を購入する経費の一部を助成する事業について，必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「軽度・中等度難聴児」（以下「対象児」という）とは，次の要件の全てに該当する１８歳未満のものとする。

（１）松山市内に居住していること。

（２）原則として，両耳の聴力レベルが３０デシベル以上であること。ただし，聴覚障害に関し，身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第１項に基づき知事又は市長が指定する医師（以下，「指定医師」という。）が，補聴器を装用する必要があると認めた場合は，この限りでない。

（３）聴覚障害に関し，身体障害者手帳の交付対象とならないこと。

（４）他の法令等に基づき補聴器購入の助成等を受けていないこと。

（助成対象経費等）

第３条　本事業の助成対象経費等は，次のとおりとする。

（１）助成対象経費　補聴器を新たに購入する経費（電池及びイヤモールドを含む。）及び耐用年数が経過した後に補聴器を更新する経費（電池及びイヤモールドを含む。）（以下「補聴器購入費」という。）とし，補聴器購入費（寄付金その他の収入額を除く。）と厚生労働大臣が定める「補装具の種目，購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（以下「補装具基準」という。）若しくは下表に定める費用の額を比較し，いずれか低い方の額とする。

<table>
<tr><th>補聴器の種類</th><th>１台当たりの
基準価格（円）</th><th>基準価格に含まれるもの</th><th>耐用
年数</th></tr>
<tr><td>軟骨伝導補聴器</td><td>120,000</td><td rowspan="4">補聴器本体（電池を含む。）イヤモールド</td><td rowspan="4">５年</td></tr>
<tr><td>クロス補聴器</td><td>128,000</td></tr>
<tr><td>骨導式
カチューシャ型</td><td rowspan="2">126,900</td></tr>
<tr><td>骨導式
ヘッドバンド型</td></tr>
</table>

（２）装用耳　補聴器は，装用効果の高い側の耳への片側装用を原則とし，市長が教育上又は生活上等，特に必要があると認めた場合は，両耳に装用することができるものとする。この場合における助成金額は，左右それぞれについ

て算定した額を合算した額とする。

（３）助成対象外経費　（１）に定める経費を除く補装具基準の別表「１　購入基準」における備考欄の加算，修理，イヤモールドの交換，電池の交換等に要する経費は，助成対象外とする。

（４）負担上限月額　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年政令第１０号）第４３条の３の規定に基づく負担上限月額は，設けないものとする。

（５）助成率　助成対象経費に３分の２を乗じて得た額を限度とする。

（助成金の交付申請）

第４条　対象児の保護者（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４条）第６条に規定する保護者をいう。以下「申請者」という。）が助成金の交付を受けようとするときは，軽度・中等度難聴児補聴器購入助成申請書（様式第１号）に，次の書類を添えて市長に申請するものとする。

（１）指定医師が，対象児の聴力検査等を実施し交付した意見書（様式第２号）

（２）（１）の意見書の処方に基づいて補聴器取扱業者が作成した見積書の写し及び当該補聴器の概要が分かる資料

（交付決定）

第５条　市長は，前条に規定する申請があったときは，内容を審査し，対象児が補聴器の装用により言語能力の発達やコミュニケーション力の向上等一定の効果が期待できると認め助成することを決定した場合は，軽度・中等度難聴児補聴器購入助成決定通知書（様式第３号）及び軽度・中等度難聴児補聴器購入助成金交付券（様式第４号）を申請者に交付するものとし，助成しないことを決定した場合は軽度・中等度難聴児補聴器購入助成申請却下通知書（様式第５号）により，その理由を付して申請者に交付するものとする。

２　市長は，必要があるときは，軽度・中等度難聴児補聴器購入助成助言依頼書（様式第６号）により，都道府県又は指定都市の設置する身体障害者更生相談所に補聴器の構造，機能等に関する技術的な助言を求めることとする。

（補聴器の購入）

第６条　交付決定者（第６条第１項の助成金の交付決定を受けた申請者をいう。以下同じ。）は，助成金交付決定後，速やかに補聴器取扱業者において，いったん費用の全額を支払い補聴器を購入し，領収書の発行を受けるものとする。

（助成金の請求及び支払）

第７条　交付決定者は，補聴器の購入に要した費用のうち，第６条第１項に基づく交付決定を受けた額を限度として，請求書（様式第７号）により，領収書の写しを添付して市長に請求するものとする。
２　市長は，前項の規定による請求を受理したときは，内容を審査し，適当と認めるときは，助成金を交付する。

（代理受領）

第８条　市長は，交付決定者の利便性を考慮し，前２条の規定にかかわらず，交付決定者に交付すべき額の限度において，交付決定者の代わりに補聴器取扱業者に支払うことができる。

（補聴器の管理）

第９条　交付決定者は，本事業において購入した補聴器を目的に反して使用し，譲渡し，交換し，貸付し，又は担保に供してはならない。
２　市長は，交付決定者が前項の規定に違反したと認める場合には，当該助成に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

（関係帳簿）

第 10 条　市長は，補聴器購入費の助成に当たり，軽度・中等度難聴児補聴器購入助成台帳（様式第８号）を備え，必要な事項を記載しておくものとする。

（その他）

第 11 条　要綱に定めるもののほか，本事業の実施に当たっては必要に応じて，平成３０年３月２３日障発第０９２９００６号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「補装具費支給事務取扱指針について」の別添「補装具費支給事務取扱指針」に準じて行うものとする。
２　この要綱に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この要綱は，平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和６年４月１日から施行する。